

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 15日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 鳥取県米子市旗ヶ崎2319番地	
氏 名 伯耆生コン株式会社よなご工場	
工場長 山本和信	
電話番号 0859-29-2941	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	伯耆生コン株式会社よなご工場
事業場の所在地	鳥取県米子市旗ヶ崎2319番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	生コンクリート製造業 [2122]
② 事業の規模	昨年度の製造品出荷額 49,048万円
③ 従業員数	21人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり 別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり
別紙②に記載

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（ 5 年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	コンクリートがら
排 出 量	1430.00 t	0 t

（これまでに実施した取組）
 戻りコンクリートを使用した大型ブロック製品を作成し販売。
 生コンクリート納入先に対し、戻りコンクリートが発生しないよう、
 出来るだけ正確な使用量の計算をしてもらう。
 回収砂、回収碎石の販売。
 生コン車自動洗浄装置を有効利用し、スラッジ水発生を抑制。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	コンクリートがら
排 出 量	800 t	100 t

（今後実施する予定の取組）
 昨年度の取組を強化し継続。
 戻りコンクリートを使用した大型ブロックの品質及び作成効率を向
 上させ、販売数量を増やす。
 残コン、戻りコンの有償化。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 排水処理施設により、骨材（回収砂、回収碎石）とスラッジ水に分別

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
 現状と同じ

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 排水処理設備により戻りコンクリート等から骨材（回収砂、回収碎石）を回収し、その処理で発生したスラッジ水は脱水装置により中間処理を行い、回収水とスラッジケーキ（コンクリートくず）になる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度の取組を強化し継続。 トラックアジテータ洗浄回数の削減。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	コンクリートがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	コンクリートがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	コンクリートがら
	全 処 理 委 託 量	1430.00 t	0 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1430.00 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 全量、再生利用業者へ委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	コンクリートがら
	全処理委託量	800 t	100 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	800 t	100 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 全量、再生利用業者への委託を継続する。 産業廃棄物発生量の抑制に取り組む。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理工程



